

別表 1 (第 3 条・第 4 条・第 7 条関係)

種目		基準単価 (円)	障害及び程度	性能	耐用 年数	
介護 訓練 支 援 用 具	特殊寝台 (者のみ)	154,000	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	
	特殊 マ ツ ト	失禁・汚 染防止用	19,600	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児、知的障害の重度又は最重度の障害者若しくは、障害児(常時介護を要し、3 歳以上の障害者等に限る。)	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年
		褥瘡防止 用	100,000		褥瘡を防止できる機能を有するもので、空気圧・水圧・ウレタンフォーム等により体圧を分散させるもの。	
	特殊尿器	67,000	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者等 (常時介護を要する障害者等で、学齢児以上に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年	
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する障害者等に限る。)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5 年	
	体位変換器	15,000	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等 (下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する障害者等で、3 歳以上に限る。)	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年	
	移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等 (3 歳以上の障害者等に限る。)	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	
	訓練いす (児のみ)	33,100	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児	附属のテーブルを付けるもの。	5 年	

			(3歳以上の障害児に限る。)			
	訓練用ベッド (児のみ)	159,200	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害児 (学齢児以上の障害児 に限る。)	腕、脚等の訓練ができる 器具を付帯したもの。	8年	
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障害 の障害者等 (入浴に当たって、家族 等他人の介助を要する 障害者等に限る。)	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、障害者等 又は介助者が容易に 使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年	
	便器	4,450	下肢又は体幹機能障害 2級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者 等に限る。)	障害者等が容易に使用 し得るもの(手摺りを 付けることができる。)た だし、取替えに当たり住 宅改修を伴うものを除 く。	8年	
	T 字 状 ・ 棒 状 の 杖	木材	2,200	下肢又は体幹機能障害 の障害者等 (杖を使用することにより 歩行機能が補完される 障害者等で、学齢児以 上に限る。)	主体は木材で十分な強 度を有し、外装はニス 塗装であるもの。夜光 材付 410円(全面夜光 材付 1,200円)増し。外 装に白色又は黄色ラッ カーの使用は 260円増 し。	3年
		軽金属	3,000		主体は軽金属で、外装 は塗装なしのもの。夜 光材付 410円(全面夜 光材付 1,200円)増し。 外装に白色又は黄色ラ ッカーの使用は 260円 増し。	
	移動・移乗支援 用具	60,000	平衡機能若しくは下肢 又は体幹機能障害の障 害者等 (家庭内の移動等におい て介助を必要とする障 害者等で、3歳以上に 限る。)	おおむね次のような性 能を有する手摺り、スロ ープ等であること。 ①障害者等の身体機 能の状態を十分踏まえ たものであって、必要 な強度と安定性を有す るもの。	8年	

				②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	保護帽A	15,200	平衡機能若しくは下肢又は体幹機能障害並びに知的障害の重度又は最重度の障害者等（てんかん発作等により頻繁に転倒する障害者等に限る。）	ヘルメット型で、転倒時に頭部を保護できる性能を有し、スポンジ、革を主材料にしたもの。既製品は基準単価の80%の範囲内の額とすること。	3年
	保護帽B	36,750		ヘルメット型で、転倒時に頭部を保護できる性能を有し、スポンジ、革、プラスチックを主材料にしたもの。既製品は基準単価の80%の範囲内の額とすること。	
特殊便器		151,200	上肢障害2級以上若しくは知的障害の重度又は最重度の障害者等（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害者等で、学齢児以上に限る。）	足踏みペダルで温水温風を出し得るもので、介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警報器		15,500	身体障害2級以上若しくは知的障害の重度又は最重度の障害者等（火災発生時の感知及び避難が著しく困難で、障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、1世帯につき2台を限度とする。	8年
自動消火器		28,700	身体障害2級以上若しくは知的障害の重度又は最重度の障害者等（火災発生時の感知及び避難が著しく困難で、障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、学齢児以上に限る。）	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
電磁調理器（者のみ）		41,000	視覚障害2級以上若しくは知的障害の重度又は最重度の障害者	障害者が容易に使用し得るもの。	6年

			(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)		
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	視覚障害 2 級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの。	10 年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	聴覚障害 2 級の障害者 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10 年
	視覚障害者用 誘導装置	56,000	視覚障害者(児)のうち、音声による誘導を必要とする者	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの。	10 年
	携帯用信号装置	18,000	聴覚障害者(児)のうち、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者	送信機と受信機を 1 組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの。	10 年
	トイレチェアー	81,000	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者(児)	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの。	8 年
	車椅子用段差 昇降機	260,000	常時車椅子を使用する身体障害者(児)	地面と屋内床面の高低差が 1m 程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの。	8 年
在宅療養等支援	透析液加温器	51,500	腎臓機能障害 3 級以上の障害者等 (自己連続携行式腹膜灌流(CAPD)による透析療法を行う障害者等で、3 歳以上に限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年
	ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度であって必要と認められる障害者等	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
	電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度であって必要と認められる障害者等	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
	酸素ポンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者等	障害者が容易に使用し得るもの。	10 年
	盲人用体温計 (音声式)	9,000	視覚障害 2 級以上の障害者等 (障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、学齢児以上に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの。	5 年
	盲人用体重計 (者のみ)	18,000	視覚障害 2 級以上の障害者	障害者が容易に使用し得るもの。	5 年

			(障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)			
	盲人用血圧計	15,000	視覚障害 2 級以上の障害者等であって、血圧の管理が必要なもの。 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年	
	パルスオキシメーター	157,500	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度であって必要と認められる障害者等	障害者が容易に使用し得るもの。	5 年	
	人工呼吸器用発電機、外部バッテリー	100,000	在宅で人工呼吸器、吸引器、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)のいずれかを使用している呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度であって必要と認められる障害者等	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5 年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由であって、発生・発語に著しい障害を有する障害者等	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年	
	情報・通信支援用具	67,000	上肢機能障害 2 級以上若しくは視覚障害 2 級以上の障害者等 (周辺機器を利用しなければパソコンの使用が困難な障害者等で、学齢児以上に限る。)	障害があることにより必要となる周辺機器やソフト等であり、障害者等が容易に使用し得るもの。	6 年	
	点字ディスプレイ (者のみ)	383,500	視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上であって、必要と認められる重度重複障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6 年	
	点字タイプライター	63,100	視覚障害 2 級以上の障害者等 (就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる障害者等に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年	
	点字器	標準型 A	10,400	視覚障害 2 級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)	点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32 マス 18 行の両面書真鍮板製であるもの。	7 年
		標準型 B	6,600		点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32 マス 18 行の両面書プラスチック製であるもの。	

	携帯用 A	7,200		点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32マス4行の片面書アルミニウム製であるもの。	5年
	携帯用 B	1,650		点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32マス12行の片面書プラスチック製であるもの。	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生	85,000	視覚障害2級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	6年
	再生専用	35,000		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800	視覚障害2級以上の障害者等 (学齢児以上の障害者等に限る。)	文字情報を同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	6年
視覚障害者用拡大読書器		198,000	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者等	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年
盲人用時計 (者のみ)	触読	10,300	視覚障害2級以上の障害者等	障害者が容易に使用し得るもの。	10年
	音声	13,300	視覚障害2級以上であって、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な障害者等	障害者が容易に使用し得るもの。	
聴覚障害者用通信装置		71,000	聴覚障害又は発生・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者等	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	5年

			(学齡児以上の障害者等に限る。)			
		聴覚障害者用 情報受信装置	88,900	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障害向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの。	6年
人工 喉 頭	笛式		5,000	喉頭摘出の障害者等	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。気管カニューレ付3,100円増し。	4年
	電動式		70,100	喉頭摘出の障害者等(職業上又は学校教育上、真に必要と認められる障害者等で、学齡児以上に限る。)	顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。(電池又は充電器を含む。)	5年
		視覚障害者用 ワードプロセッサ ー(共同利用)	1,030,000	視覚障害者等(学齡児以上の障害者等に限る。)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書が作成及び音声化ができるもの。	—
		点字図書	点字図書 価格	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者等	点字により作成された図書	—
		文字放送ラジオ	23,000	聴覚障害者(児)のうち、文字による情報を必要とする者	FM文字多重放送の受信が可能なもの。	5年
排 泄 管 理 支 援 用 具	スト マ 装 具	蓄便袋	8,600	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり腹部に人工肛門を設け排泄を行っている障害者等(3歳以上の障害者等に限る。)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製であるもの。	—
		蓄尿袋	11,300	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている障害者等(3歳以上の障害者等に限る。)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋であって、尿処理用のキャップが付いており、ラテックス製又はプラスチックフィルム製であるもの。	—

		紙おむつ	12,000	<p>①脳原性運動機能障害2級以上若しくは脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で必要性があると認められる障害者等</p> <p>②治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者で必要性があると認められる障害者等</p> <p>(3歳以上の障害者等に限る。)</p>	介助者が容易に使用し得るもの。	—
収尿器	男子用 A	7,700	<p>脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、自分の意思での排尿コントロールが困難で必要性があると認められる障害者等</p> <p>(3歳以上の障害者等に限る。)</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を有し、ラテックス製又はゴム製であるもの。男子用 A は、普通型。男子用 B は、簡易型。</p>	1年	
	男子用 B	5,700				
	女子用 A	8,500				<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置及び耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。女子用 A は、普通型。</p>
	女子用 B	5,900				<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置及びポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管を有するもの。採尿袋 20 枚を 1 組とする。女子用 B は、簡易型。</p>

住 宅 改 修 費	居宅生活動作 補助用具	200,000	下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、障害等級3級以上の障害者等 (学齡児以上の障害者等に限る。特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の障害者等。)	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—
-----------------------	----------------	---------	---	------------------------------------	---

(注)

- 1 「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 2 「情報・通信支援用具」とは、障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。
- 3 「ストマ装具」については、必要に応じ、6か月分まで一括給付ができることとする。
- 4 「居宅生活動作補助用具」については、基準単価以下であっても、価格にかかわらず生涯1回の給付に限る。

別表 2 (第 3 条・第 4 条・第 7 条関係)

種目	基準単価 (円)	障害及び程度	性能	耐用 年数
便器	4,450 5,400 (便器に手すりをつけた場合)	常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)	8 年
特殊マット	19,600	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5 年
特殊寝台	154,000	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
特殊尿器	67,000	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年
体位変換器	15,000	寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5 年
入浴補助用具	90,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8 年
歩行支援用具(手すり、スロープ等)	60,000	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、障害者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8 年
電子式たん吸引器	56,400	呼吸器機能に障害のある者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年
ネブライザー(吸引器)	36,000	呼吸器機能に障害のある者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5 年

移動用リフト	159,000	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
居宅生活動作補助用具	200,000	下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—
特殊便器	151,200	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年
訓練用ベット	159,200	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
自動消化器	28,700	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの方及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。	8年
パルスオキシメーター	157,500	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。	5年
人工呼吸器用発電機又は外部バッテリー	100,000	在宅で人工呼吸器、吸引器、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)のいずれかを使用している障害者等であって必要と認められる障害者等	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年